

北海道がん診療連携指定病院整備要綱

(平成24年12月28日付け地保第3277号 北海道保健福祉部長通知)

※ 最終改正 平成28年5月26日付け地保第719号 北海道保健福祉部長通知

I 北海道がん診療連携指定病院の指定について

- 1 知事は、北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会の意見を踏まえ、医療機関の申請及び診療機能等の状況を総合的に勘案し、適当と認めるものを北海道がん診療連携指定病院として指定する。
- 2 知事が指定する北海道がん診療連携指定病院（以下「指定病院」という。）は、院内の見やすい場所に指定病院である旨の掲示をする等、がん患者に対し必要な情報提供を行うこととする。
- 3 知事は、指定病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

II 指定病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）のうち、主に診療するがん及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術や放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。なお、(3)の②のアに示す放射線治療に関する機器を設置していない医療機関においては、放射線治療について他の医療機関との連携協力体制を確保していること。

イ 我が国に多いがんのうち、主に診療するがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。）を整備すること。

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（手術や放射線療法、化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、定期的を開催すること。

② 化学療法の提供体制

ア 急変時等の緊急時に(3)の②のイに規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

イ 化学療法のレジメン（治療内容をいう。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

③ 緩和ケアの提供体制

ア (2)の①のウに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。

ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを定期的を開催すること。

エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。

オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームとともに、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。

カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

④ 病病連携・病診連携の協力体制

ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入を行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。

イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。

ウ 我が国に多いがんのうち、主に診療するがんについて、地域連携クリティカルパス（指定病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）を整備すること。

エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。

⑤ セカンドオピニオンの提示体制

我が国に多いがんのうち、主に診療するがんについて、手術や放射線療法、化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。）を提示する体制を有すること。

(2) 診療従事者

① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。又は、他の医療機関との連携協力体制を確保していること。

イ 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

ウ (1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任（当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。）であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。

エ 病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。又は、他の医療機関との連携協力体制を確保していること。

② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

ア 放射線療法を行う場合は、専従（当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。）の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。また、専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。

イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

(3)の②のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。

ウ (1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。

③ その他

ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医

師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。

イ 指定病院の長は、当該指定病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数（放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

① 年間入院がん患者数（１年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。）が300人以上であることが望ましい。

② 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア リニアックなど、体外照射を行うための放射線治療に関する機器を設置することが望ましい。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 集中治療室を設置することが望ましい。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。

③ 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 研修の実施体制

(1) 国が定める「プログラム」に準拠したがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的実施するか、又は、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）が実施する当該研修に積極的に協力するとともに参加すること。

(2) (1)のほか、がん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施するか、又は、拠点病院が実施する当該研修に積極的に協力するとともに参加すること。

(3) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的開催すること。

(4) 地域の医療機関、在宅療養支援診療所及び薬局等を対象とした疼痛管理を含めた在宅緩和ケアを推進するための研修等を毎年定期的実施すること。

3 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

①及び②に掲げる相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。）を設置し、当該部門においてアからクまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報すること。

① 国立がん研究センターによる研修を修了した専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること。

② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

<相談支援センターの業務>

ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供

イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ がん患者の療養上の相談

オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に

関する情報の収集、提供

カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談

キ HTLV-1 関連疾患であるATLに関する医療相談

ク その他相談支援に関すること

(2) 院内がん登録

- ① 厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施すること。
- ② 国立がん研究センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが望ましい。
- ③ 院内がん登録を活用することにより、北海道が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

(3) その他

- ① 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、そのがんの種類等を広報すること。
- ② 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。
 - ア 進行中の臨床研究（治験を除く。以下同じ。）の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。
 - イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。
- ③ 北海道が実施する各種がん対策事業に積極的に協力すること。

Ⅲ 指定・指定の更新の申請手続き等、要綱の見直し及び施行期日について

1 指定の申請手続き等について

- (1) 医療機関は、Ⅰの1に基づく指定の申請に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、毎年、保健福祉部長が指定する日までに、別途定める「新規指定申請書」を道立保健所を経由して、知事に提出すること。
- (2) 指定病院は、毎年10月末までに、別途定める「現況報告書」を道立保健所を経由して、知事に提出すること。

2 指定の更新の申請手続き等について

- (1) Ⅰの1及び2の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) (1)の更新の申請については、指定期間の末日の属する年度の10月末までに別途定める「指定更新申請書」を道立保健所を経由して知事に提出することにより行う。このとき、Ⅲの1の(2)に定める手続きは不要とする。
- (3) (2)の更新の申請があった場合において、(1)の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する指定の更新がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその指定の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する（Ⅰの1に規定する北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会の意見を踏まえ、指定の更新がされないときを除く。）。
- (4) (2)の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (5) ⅠからⅡまでの規定は、(1)の指定の更新について準用する。

3 要綱の見直しについて

保健福祉部長は、がん対策推進計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、この要綱を見直すことができるものとする。

4 施行期日

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。ただし、Ⅱの1の(1)の④のウ及びⅡの1の(3)の②のオについては、平成27年4月1日から施行する。

なお、Ⅱの3の(1)の①については、当面の間、「国立がん研究センター」を「国立がん研究センター又は北海道がんセンター」に読み替えるものとする。